

平成 2 4 年 9 月 10 日

岩 手 県

出荷制限指示後の管理の考え方
～野生鳥獣（ツキノワグマ）～

1 出荷制限

本県においては、現在、市場等へのお荷及び流通のためのツキノワグマの解体処理施設はない。県内全域のツキノワグマの捕獲を行う者に対して、県外を含め一切の出荷を行わないよう、市町村や猟友会を通じて要請することとする。

2 放射性物質検査

現在、ツキノワグマの捕獲が行われている市町村において 1 検体以上の検査を進めているが、今回の結果を受けて、100 ベクレル/Kg を超える放射性セシウムを検出した地域を中心に、検査頭数の強化及び年間を通じた検査を進めていく。